



鳥取県公報

平成 30 年 11 月 27 日(火)
第 9 0 5 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	寄附金の徴収事務の委託 (666) (資産活用推進課) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (667) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (668) (〃) 2
	種畜証明書の交付 (669) (畜産課) 3
	種畜証明書の書換交付 (670) (〃) 3
	保安林の指定の解除予定 (671) (森林づくり推進課) 3
	土地改良区の役員の就退任 (672) (東部農林事務所) 4
	公共測量の実施 (673) (県土総務課) 4
	指定障害児通所支援事業者の指定 (674) (西部総合事務所福祉保健局) 5
	指定代理納付者の指定 (675) (会計指導課) 5
◇ 公 告	建築士免許の取消し (住まいまちづくり課) 5
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林づくり推進課) 5

告 示

鳥取県告示第666号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、ふるさと納税に係る寄附金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
楽天株式会社
- 2 委託した寄附金
インターネットを利用して徴収するふるさと納税に係る寄附金
- 3 委託期間
平成30年10月29日から平成31年3月31日まで

鳥取県告示第667号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び居宅介護支援事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	デイサービスセンターひこな	米子市彦名町1250	通所介護	平成30年9月1日

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
医療法人同愛会	米子市両三柳1880	サービスプラン博愛	米子市両三柳1880	平成30年7月1日

鳥取県告示第668号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所	居宅介護事業所	居宅介護事業所の	居宅介護事業の種	廃止年月日
----	----------	---------	----------	----------	-------

	在地	の名称	所在地	類	
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3-1	クオール薬局皆生温泉店	米子市皆生温泉一丁目12-22	居宅療養管理指導	平成30年9月30日
〃	〃	クオール薬局境港店	境港市上道町1893-4	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3-1	クオール薬局皆生温泉店	米子市皆生温泉一丁目12-22	介護予防居宅療養管理指導	平成30年9月30日
〃	〃	クオール薬局境港店	境港市上道町1893-4	〃	〃

鳥取県告示第669号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成30年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
11363158032	美津凧2925	肉用牛 黒毛和種	平成29年 3月22日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	美津安照	たえこ3	1級	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場

鳥取県告示第670号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	種畜の種別	変更事由	変更後	変更前
11511101620	肉用牛 黒毛和種	種畜の名前の変更	美穂小町88	岸小町88

鳥取県告示第671号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字家ノ向134の2、137の2、137の3、146の3、字家ノ後148の4、148の5、字小林谷550の7、550の8

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市栗尾字家ノ下北平399の14、東伯郡三朝町大字福本字ツムギ2の13、字家ノ向146の4、湯梨浜町大字埴見字棚ノ木谷474の54から474の57まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第672号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年11月27日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理事	小林 功	八頭郡智頭町大字埴師473
〃	黒 岩 胤 夫	八頭郡智頭町大字大背687
〃	谷 口 陽一郎	八頭郡智頭町大字真鹿野67
〃	藤 木 貞 義	八頭郡智頭町大字三吉466-1
〃	小 川 啓 介	八頭郡智頭町大字河津原147
〃	草 刈 章 博	八頭郡智頭町大字埴師646-1
監事	竹 下 善一郎	八頭郡智頭町大字奥本13
〃	河 村 博 恭	八頭郡智頭町大字埴師750
〃	小 林 敏 郎	八頭郡智頭町大字早瀬331

平成30年7月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	小林 功	八頭郡智頭町大字埴師473
〃	小 川 啓 介	八頭郡智頭町大字河津原147
〃	谷 口 陽一郎	八頭郡智頭町大字真鹿野67
〃	三 輪 圭一郎	八頭郡智頭町大字大背687
〃	草 刈 章 博	八頭郡智頭町大字埴師646-1
〃	池 本 英 夫	八頭郡智頭町大字埴師253
監事	竹 下 善一郎	八頭郡智頭町大字奥本13
〃	河 村 実 則	八頭郡智頭町大字西宇塚560
〃	佐々木 賢 次	八頭郡智頭町大字木原80-3

平成30年7月28日就任 任期4年

鳥取県告示第673号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県立公文書館長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成30年11月6日から平成31年3月22日まで
- 3 作業地域 鳥取市、倉吉市、東伯郡琴浦町及び西伯郡南部町

鳥取県告示第674号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月27日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
合同会社あすなろ	米子市両三柳2056-1	ドリームデイサービス	米子市両三柳2056-1	児童発達支援	平成30年11月19日

鳥取県告示第675号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成30年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14-1	インターネットを利用して納付するふるさと納税	平成30年10月29日から平成31年3月31日まで

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第2項の規定により公告する。

平成30年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	取消しをした年月日	取消しの理由
伊藤 立正	二級建築士	第922号	平成30年11月14日	死亡
千種 衆三	〃	第3819号	〃	〃

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不分明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所
西伯郡伯耆町福兼字末鎌河原平318の1、319の1、322、323の1
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 3 通知の要旨

1に掲げる土地について、平成30年10月12日付鳥取県告示第590号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

4 通知の掲示場所 伯耆町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課